

日本内観医学会認定医師・認定心理療法士等制度規則

日本内観医学会認定医師用

第1章 総則

第1条 この制度は、内観療法の専門家として広い知識と錬磨された技能を備える優れた医師を社会におくり、社会における精神健康の保持および増進に貢献し、併せて内観療法の普及向上を図るために定める。

第2条 前条の目的を達成させるため、学会は内観療法の専門医として相応しい実力をもつ医師を日本内観医学会認定医(以下認定医と略記)として学会認定医等審査委員会(仮)で審議し、理事会・評議員会の議を経て認定する。

第2章 認定医の認定

第3条 認定医の認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満たさなければならない。

1. 医師免許を有し、医師としての優れた人格および見識を備えていること。
2. 医師歴5年以上を有し日本内観医学会によって指定された施設で集中内観を体験した者で、かつ申請時に5年以上継続して本学会員であること。
3. 日本内観医学会での発表3回以上(一般講演、特別講演・シンポジウムを含み、そのうち発表者として1回以上)。
4. 内観療法に関する学術論文2編以上(著書及び共同執筆も含み、そのうち筆頭論文1編以上)。

第4条 認定医は、以下を添えて学会事務局に申請する。

1. 申請書(別紙様式(1)(2))
2. 手数料3万円
3. 論文別刷各1部、著書および共同執筆(本人のものと確認できるコピー1

部でよい)

4. 医師免許証の写し、集中内観体験の証明書

第5条 認定医として認定されたものに対して、学会は認定医の証書を授与する。

第6条 認定医の資格は、5年に1回更新することとし、更新には所定の点数(10点)を証明する写しと更新料1万円を添えて本学会事務局に提出する。

1 項: 日本内観医学会主催の学術集会への参加(3点)

2 項: 関連の論文・著書(1編につき4点)

3 項: 日本内観医学会主催の学術での発表(発表者3点、座長2点、共同演者1点)

4 項: 日本内観医学会主催の研修会参加(2点)

5 項: 上記4項までで点数に満たない場合、内観に関するその他の学会の参加。もしくは、内観に関わる臨床・教育活動のレポート(800字程度)の提出で上記の点数に加えることができる(加点については、学会認定医等審査委員会・理事会・評議員会で審議する)。

第3章 付則

第7条 本規則は、平成15年12月4日より施行する。

第8条 この規則の変更は、理事会において検討し、評議員会の承認を経て行う。

平成20年10月3日規則改正